

生駒市規則第 10 号

生駒市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立保育所条例施行規則（平成 13 年 3 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分までの間に行う保育（以下「延長保育」という。）」を「午前 7 時から午前 7 時 30 分までの間に行う保育（以下「早朝延長保育」という。）及び午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分までの間に行う保育（以下「夕方延長保育」という。）」に改め、同条第 2 項中「延長保育」を「早朝延長保育及び夕方延長保育」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

延長保育料表

入所児童の属する世帯の階層区分	延長保育料	
	早朝延長保育	夕方延長保育
A 階層	0 円	0 円
B 階層	1 月当たりの利用日数が 11 日以上 月額 800 円	1 月当たりの利用日数が 11 日以上 月額 1,600 円
	1 月当たりの利用日数が 10 日以内 日額 70 円	1 月当たりの利用日数が 10 日以内 日額 150 円
C ₁ 階層から D ₁₅ 階層まで	1 月当たりの利用日数が 11 日以上 月額 1,600 円	1 月当たりの利用日数が 11 日以上 月額 3,200 円
	1 月当たりの利用日数が 10 日以内 日額 150 円	1 月当たりの利用日数が 10 日以内 日額 300 円

別表備考第 2 項中「得た額」の次に「（その額に 10 円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた額)」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

保育所入所申込書

年 月 日

生駒市長 殿

保育所への入所について関係書類を添えて申込みいたします。なお、入所選考及び保育料決定のため、世帯員の所得額・所得税額・市民税額の調査事務の権限を委任することを承諾します。

勤務状況等証明書の記載内容について、適正であるか確認する必要があるが生じた場合、その調査をされることに異議を申し立てません。

決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。

申請書類、面接調査に際して、内容が実態と異なる場合は、保育所入所決定を取り消されても異議ありません。

保護者 住所

ふりがな
氏名

㊟

自宅電話番号

※本人が署名する場合は押印を省略することができます。

父外出時連絡先

母外出時連絡先

区分	ふりがな 氏名	がな 名	入所児童との続柄	生年月日	性別	職業	勤務先(学校等)の状況		
							会社名・学校名	所在地	電話
入所児童の家庭の状況	入所児童		本人	月 日生	男・女				
	入所児童の世帯員			月 日生					
				月 日生					
				月 日生	男・女				
				月 日生	男・女				
				月 日生	男・女				
				月 日生	男・女				
保育の実施を希望する期間			年 月 日から 年 月 日まで						
入所を希望する具体的な理由				入所を希望する保育所名	1		4		
					2		5		
					3		6		
年1月1日現在の住所									
祖父母の状況		年齢	住所		児童を保育できない理由（職業等）				
父方	祖父	歳							
	祖母	歳							
母方	祖父	歳							
	祖母	歳							

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。